

瑞穂町告示第155号

令和8年度 国民健康保険税納税通知書の公示送達について

このことについて、地方税法第20条の2の規定に基づき、その送達を受けるべき者の現住所が不明なため、当該書類を瑞穂町長が保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでもこれを交付する。

令和8年7月14日

瑞穂町長 山崎 栄



記

1 送達すべき書類

令和8年度 国民健康保険税納税通知書

2 送達を受けるべき者の氏名

令和8年度 国民健康保険税納税通知書

(1) 皆川 俊彦

(2) 武藤 幹夫

(3) 椎葉 常明

(4) AN J UM

(5) 斎藤 萌香

(6) 高橋 亜也子

(7) 飛岡 洋行

(8) 岩田 博孝

令和8年度 (令和7年度分) 国民健康保険税納税通知書

(1) 岩田 博孝